

この資料はスライドを
抜粋したものです



第4講「図書館の自由」の基礎の基礎
—プライバシー保護と資料収集・提供の自由を考える
担当：山口真也

2024年2月19日(月) 13時～15時
図書館基礎講座オンライン2023（日本図書館協会主催）

「図書館の自由」とは？

「図書館の自由に関する宣言」に示された理念

①主文

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(主文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

「図書館の自由」を
実践するための具
体的な4つの
原則(任務)

- 「図書館の自由に関する宣言」とは、日本図書館協会が1954年に採択・1979年に改訂したガイドライン(=自由宣言とも)。
- 日本国憲法に定められた「知る自由」という基本的人権を保障する役割を果たすために、
 - 資料収集の自由
 - 資料提供の自由
 - プライバシーの保護
 - 検閲への反対という4つの原則を定める。
- 公共図書館だけでなく、**すべての図書館(館種)**に基本的に妥当。

「図書館の自由」を理解するためには？ 主文だけでなく、解説もチェック！

①主文

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(主文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。

「図書館の自由」を
実践するための具
体的な4つの
原則(任務)

図書館の自由に関する宣言

1954 採択
1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供する。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を良ひとりとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあけて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想指導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、偏見、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべてに妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

②主文の解説文(副文) ネットで公開

「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説

第3版

日本図書館協会図書館の自由委員会編

Statement on Intellectual Freedom in
Libraries, Revised in 1979:
the Commentary Notes
Third Edition

③解説書(2022年 版が最新版)

check

公益社団法人 日本図書館協会
2022

第一部

「プライバシー保護」

を正しく理解しましょう

3つの
観点から

なぜ

どう

何を

貸出記録・読書傾向

なぜ読書はプライバシー(秘密)として
保護されないといけないのか???

なぜ

1つ目の
観点

例えば、子どもの親(保護者)からこんな質問が寄せられたらどうしますか？

うちの子ども、図書館でちゃんと本読んでますか？
(いい子にしてるかなあ…)



どんな本を読んでますか？
変な本読んでないか、保護者としてはやはり気になる…



では、こんなことを言われたらどう説明しますか？

図書館の本を読むことがなぜ
プライバシーなんですか？
ちょっと大げさじゃないですか？



図書館って、
そんな変な本
ばかり
税金で買ってる
んですか？



確かに「図書館での読書」と

「プライバシー」は一般的には結びつきにくいかも…

でも

図書館にもいろいろな本が集められている。
その中には「秘密」と感じるものも…

図書館の本だから
恥かしくない、というわけではない。

親だから
こそ知ら
れたくな
い…

こんなふうに説明してみよう

図書館の本を読むことがなぜ
プライバシーなんですか？
ちょっと大げさじゃないですか？





「秘密だから保護する」は「秘密でなければ保護しなくてもよい」と背中合わせなのでは？

図書館が集めている本

心身の悩み・病気
生活保護・セクシュアリティ
自己破産、転職・

ごくふつうの小説・物語
ハリーポッター、ズッコケ、
東野圭吾、ぐりとぐら…

プライバシーとして
保護する

プライバシーでは
ないので
保護しない？

特に小さな子ども
の場合
は…

なぜ図書館での読書はプライバシーとして保護されるべきなのか？

図書館の本を読むことがなぜ
プライバシーなんですか？
ちょっと大げさじゃないですか？



図書館にもいろいろな本が集められています。その中には、心や体の悩みの本とか、「秘密」と感じるものも含まれます。図書館の本だから恥ずかしくないわけではないんです。



【こんなことも考えてみましょう】

親の**教育権**は尊重しなくてもいいの？

私はあの子の親です！
子どものことを
知る権利があります！



困ったときは「解説書」をチェック！



p.53

もうひとつの問題は、**保護者の教育権**との関係である。保護者は子どもの安全性について知りたい欲求をもち、読書生活もその例外ではないとすれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。(中略)

(この問題については)**親子間の信頼関係により解決**するものであり、一般的にな対応としては「**どうぞお子さんから直接お聞きください**」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う図書館員の姿勢でなければなるまい。

こんなふうに説明してみるとよいのでは？

私はあの子の親です！
子どものことを知る権利があります！



ちなみに…



アメリカ図書館協会もこんな見解を公表

子どもの読書が心配な保護者から相談があった時には…？

- ▶ 親が反対したり、反対しそうだからという理由で、未成年者のアクセスを制限する図書館員は自分たちの立場が(中略)決して**親代わりではない**ことを銘記すべき。

(アメリカ図書館協会評議会文書「未成年者の図書館へのフリーアクセス」より)
『子どもの権利と読む自由』日本図書館協会, 1994, p.43)



ご家庭の教育の手抜きを
図書館に押し付けられても困ります。
読ませたくない本があれば
ご自身でお伝えください。

変な本
読んでいない
かしら…



貸出記録・読書傾向

読書のプライバシーをどう保護するのか？

プライバシー

2つ目の
観点

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(本文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を漏らさない
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

一箇所間違っているとどころがあります。
どこかわかりますか？

利用者の秘密を「」であり、「漏らさない」ではないことには大きな意味があるのでは？

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る=

漏らさない

+

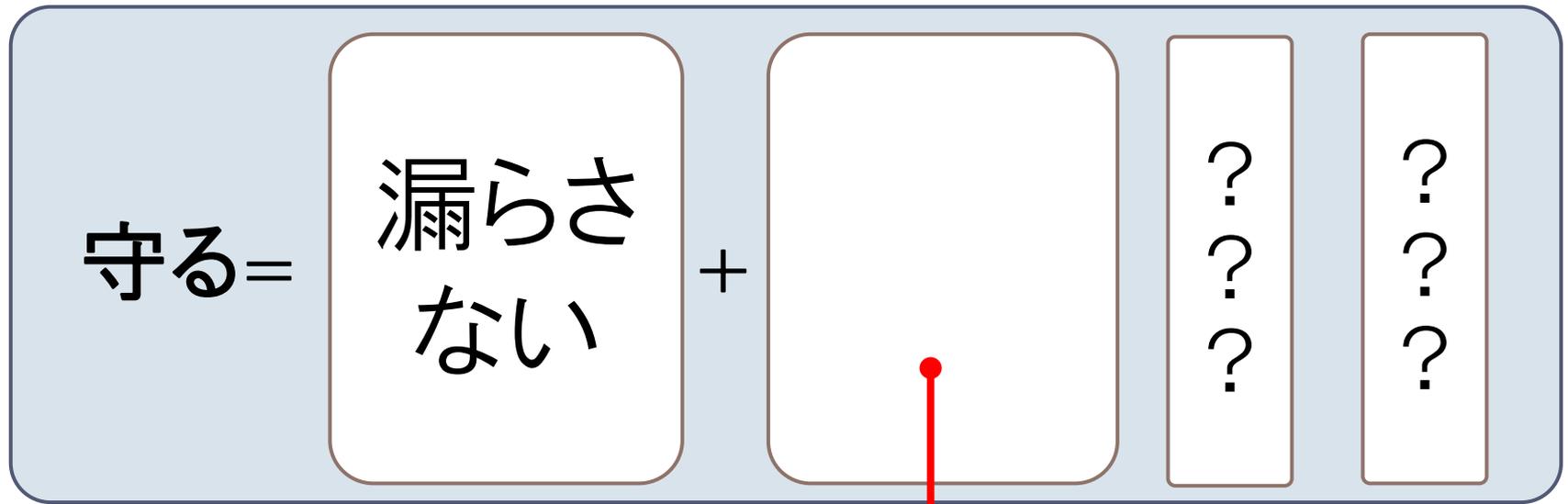
???

???

???

日々のサービスの中で
見落としやすい？

「漏らさない」ための具体的な方法＝ 「残さない」(消去する)



p.86 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」、「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」

p.46 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」(＝思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている)

残っている限り、情報流出のリスクが生じる。
不要な情報は残さない方がよい。

集めた貸出記録は漏らさない、残さないだけでいいの？ もう一つ大切なことは…

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る=

漏らさない

+

残さない
(消去する)

???

貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの？ 知る自由は保障できる？ 解説書には…



「(貸出記録などは…)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、(中略) 本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、**目的外に使用することは許されない**」(p.45)

もしもこんな図書館があったら…

目的外
利用っ
て？

(柴門ふみ『女ともだち』第2巻、双葉社より)

この図書館員は外部に貸出記録を漏洩はしていない。でも「読書の自由」「知る自由」は侵害しているのでは？

読書記録・貸出記録の**目的外利用**とは？

- ▶ 貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。×利用者の精神分析・プロフィール
- ▶ よって、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを**積極的に想像**したり、職員同士で**噂話**をしたりするようなことは目的外利用に当たる。

身近な人ががんになったときに読む本

ご家族ががんのかしら…

そういえば最近ご主人を見かけないね…ヒソヒソ

食べて痩せる大人のダイエット

体形のことを気にしてるんだ…

食べて痩せようなんて図々しい…

②貸出記録を材料に
その利用者がどんな人
物か噂話をする

目に見える行為。
ルールによって禁
止できる。

簡
単

①貸出記録をもとにそ
の利用者の内面を
想像する

目に見えない行
為も含まれる。
ルールで禁止で
きないため、**モラ
ル**の部分で規制
すべき。

難
し
い

当然、貸出記録に触れる仕事は全て専門職が担うべきなのに…案
外、**専門職以外**が担っていないでしょうか？

専門的職員(プロ)以外が貸出記録に触れることは 目的外利用を放置すること？

- ▶ 貸出記録に触れる仕事(例えば貸出サービス)は、実は高い倫理性・専門性が問われる仕事。
- ▶ 「誰でもできる仕事ではない」「プロの仕事」という認識を持つことが大切では？

※学校図書館の場合は、児童生徒委員(図書委員)による目的外利用が起こりやすいため、カウンターに入れない、というところもある。

※公共図書館でも、職場体験生はカウンターに入れない、というところもある。

利用者の秘密を「守る」の最後のキーワード

守る=

漏らさ
ない

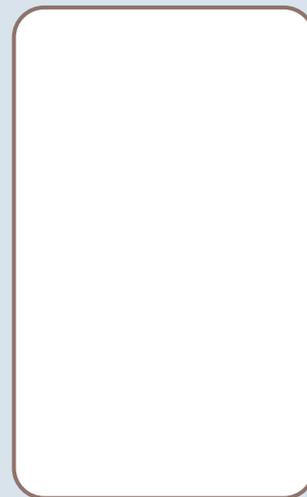
+

残さ
ない
(消去
する)

+

目的
外に
使用
しない

+



貸出カード申し込み時の申請書を見ると…？

受付年月日	令和	年	月	日	受付職員_____	新規	・	変更	
フリガナ					生年月日	SHR	年	月	日
名前	姓		名		性別		男	・	女
電話番号	自宅				携帯				
E-mail	_____@_____								
住所	〒 (_____) _____ 丁目 番号								
	(アパート・マンション・団地) _____ 棟 番号								
市外在住者のみご記入ください。	勤務先・学校名		_____						
	所在地		_____						
	勤務先電話番号		_____						
	学籍番号		_____						
確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在職証明書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 (_____)								
備考	_____								

沖縄県のある市



3 不当な差別的取扱いの禁止 (一部抜粋)

(4) 図書館における社会的障壁の一例(合理的配慮または基礎的環境整備で対応するものの例)

- ⑧ 新規登録の申し込み用紙に性別欄があり、その記入が必須になっている。
- ⑨ 図書館カードに性別欄がある。

4 合理的配慮

(8) 規則・ルール of 修正

図書館サービスの規則やルールは、障害者を意識せずに作られてきたものがほとんどで、それにより社会的障壁につながっているものがある。障害者からの依頼を受ける前に、全体を見直し、規則・ルール等を修正することが望ましい。ただし、指摘を受けるまで気づかないこともあるので、その場合なるべく早く修正する。(修正が難しい場合は少なくとも合理的配慮で対応する)

例 新規利用登録用紙の性別欄→性別欄を削除するか、記入を任意としそのことを明記

「プライバシー保護ガイドライン」 (日本図書館協会2019年5月策定)



4. 収集した情報の管理

図書館が管理する個人情報と利用情報は、図書館が提供するサービスのために収集する。図書館は、どのような個人情報と利用情報が収集されるかを把握し、**必要最小限の情報を必要最短期間保持することを原則**としなければならない。

その情報、本当に必要ですか？

受付年月日	令和 年 月 日	受付職員	新規・変更
フリガナ		生年月日	SHR 年 月 日
名前	姓 名	性別	男・女
電話番号	自宅	携帯	
E-mail	@		
住所	〒 () 丁目 番 号		
	(団地) 棟 号		
	書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	住所を証明できるものが必要です		

性別以外にもたくさんの記入欄が...

TEL
メール

予約・リクエスト用紙

予約期間	～ / 迄	～ / 迄	予約セル
連絡日	/	/	/
	本・伝・留・M (:)	本・伝・留・M (:)	

本・1冊につき、リクエスト用紙・1枚にご記入下さい。
*本件館内のみご記入ください。

フリガナ	姓 名	利用カード	市内・広域
利用者氏名	①	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
連絡先	E-Mail アドレス登録		
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

*電話番号の場合、ご家族や留守番電話へ書名等をお伝えしてもよろしいですか？
 はい ③ いいえ
注：予約された本人が「本人のカード」連絡後、1週間以内に取りに来られない

貸出カードの申請書以外にもたくさんの申込用紙が...

その情報を集めることは**多様な**利用者の図書館利用の制限につながっていないか、再点検！

3つ目の
観点

何を

プライバシー＝
個人の情報？
統計情報は
含まない？

利用者のプライバシーとして何を保護するのか？

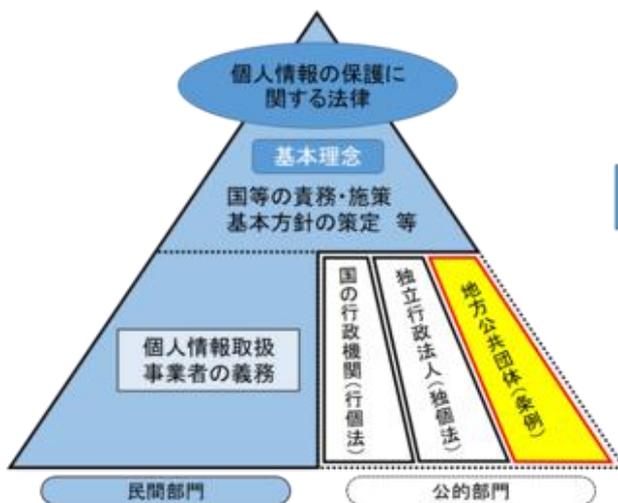
Point!



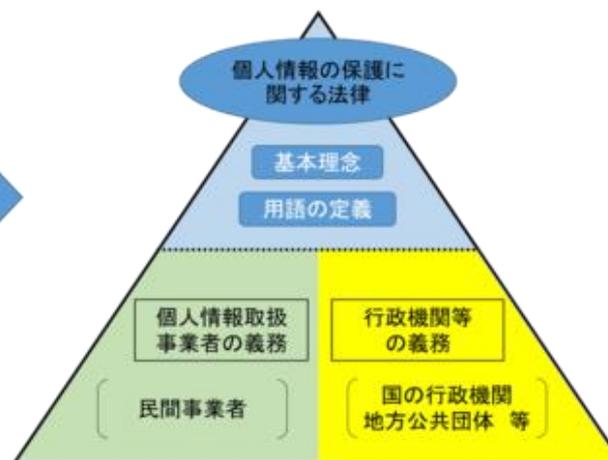
2023年4月から個人情報保護制度が大きく変わりました！

- ▶ 国、独立行政法人、都道府県、市町村、民間ごとに分かれていた法律・条例が「改正個人情報保護法」の下に一元化。
- ▶ 「新たな産業の創出」と「活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現」に資することを目指して、個人情報の**利活用**が求められることに。

【現在】



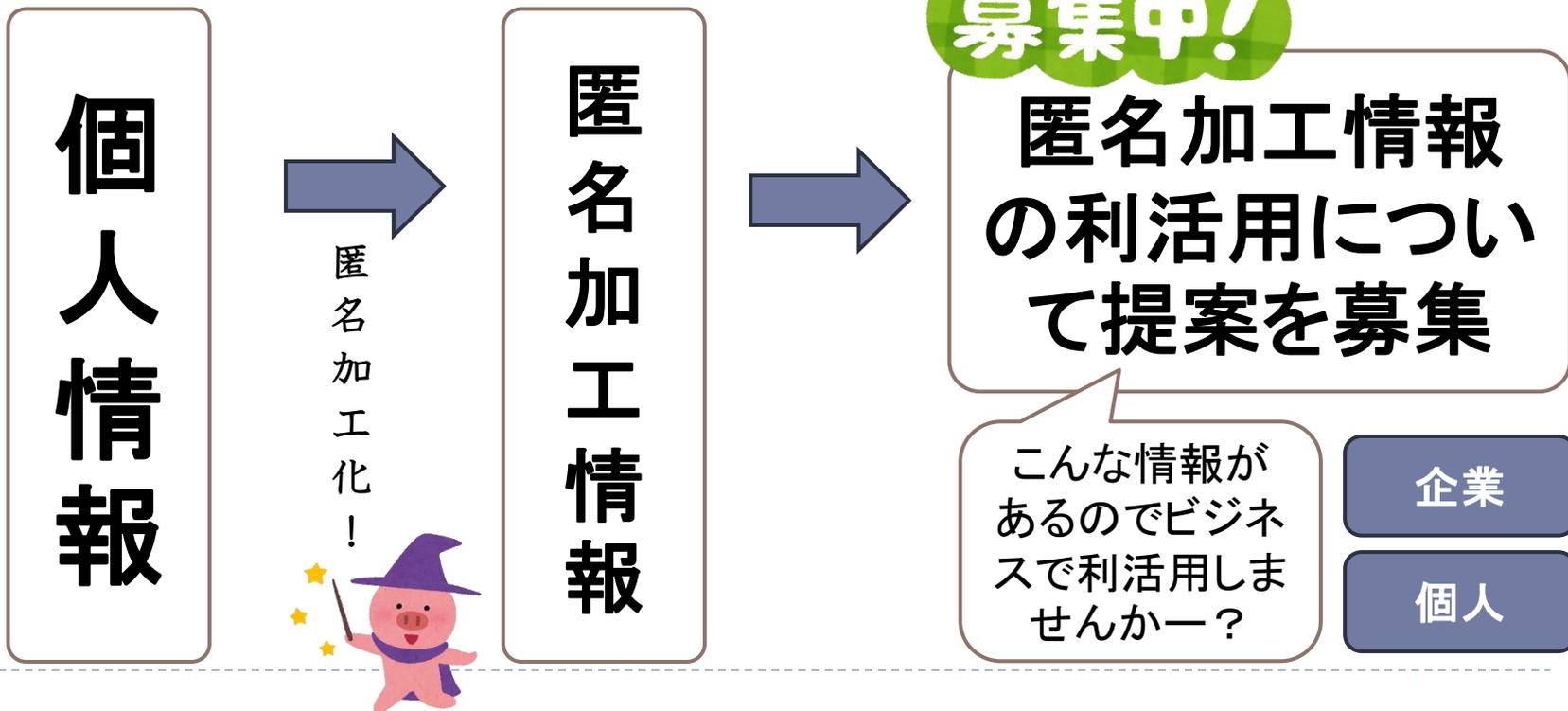
【令和5年度～】



改正個人情報保護法の図書館への影響は？

匿名加工情報の提案募集？

- ▶ 都道府県や指定都市に自治体への導入が義務付けられているものが「行政機関等匿名加工情報の提案募集」。



すでにかかなりの数の国立大学の提案を募集している 匿名加工化しているから問題ない？

●●大学ほか・カード登録情報について提案募集

図書館利用者ファイル	図書館の利用者として登録し、資料の貸出を行うため 図書館の利用統計を出すため	学内者 1. 利用者ID、2. 氏名、3. 所属、4. 有効期限 学外者 1. 利用者ID 2. 氏名、3. 電話番号、4. 住所、5. 連絡先あるいは所属、6. 有効期限
------------	---	---

●●大学・貸出履歴ファイルについても提案募集

図書館利用者ファイル	図書館利用者の氏名、所属等を記録し、図書の貸出・返却に利用	利用者ID、所属、所属館、利用者区分、氏名、有効期限日、学生証番号、電話番号、住所、e-mailアドレス
図書館貸出履歴ファイル	図書館利用者の貸出・返却記録により、図書館資料管理に利用	利用者ID、利用者区分、資料番号、貸出返却日時・貸出返却場所、継続貸出回数

●●大学・利用履歴ファイルについても提案募集

利用者情報ファイル	図書館業務システム運営	1 利用者ID、2 カード番号、3 氏名(漢字)、4 氏名(カナ)、5 図書館コード、6 身分コード、7 学科コード、8 予算コード、9 ILLコード、10 入学年度、11 発行回数、12 有効期限、13 住所、14 郵便番号、15 電話番号、16 帰省先住所、17 帰省先郵便番号、18 帰省先電話番号、19 メールアドレス、20 学籍番号、21 延滞数、22 貸出停止期日、23 登録日、24 更新日
利用履歴ファイル	図書館業務システム運営	1 貸出日付、2 貸出時刻、3 貸出種別、4 利用者ID 5 身分コード、6 学科コード、7 図書館コード、8 図書ID 9 資料種別、10 書誌ID、11 NDC

「個人情報」と「非個人情報」の線引きは意外に難しい？

2022年のA社の
従業員の平均収入は
800万円

≠ 個人情報？
= 個人情報

2022年末に退職したY氏の収入は差分により805万円と計算できる！

匿名加工化は個人情報を利用することの免罪符になる？

- ▶ 匿名加工化の基準は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(個人情報保護委員会)等に定められている。
- ▶ しかし、具体的にどのような加工を施せば個人を識別できない状態になるのか、定量的な基準は示されておらず、グレーゾーンが存在するという指摘もある。
- ▶ 「匿名加工化は個人情報の利活用における免罪符になる」とみなすことは時期尚早では？

都道府県、指定都市の図書館のみなさんは
ぜひ検討してみてください！

第一部のまとめ:

図書館におけるプライバシーの保護とは？

図書館での読書はすべてが秘密

(統計的な情報も含めて・多様な利用者が存在する)

という意識の下で

守る= 漏らさない + 残さない (消去する) + 目的外に使用しない + 必要以上に集めない

を実践し、図書館での自由な読書を実現していくこと

第二部

「資料収集・提供の自由」
よくある質問をもとに
の意味をとらえてみましょう

「図書館の自由」って、利用者が
読みたいものはなんでも買わな
いとダメ、ということなんでしょ？

そもそも、「ポルノ」とかリクエスト
されたらどうするの？
そんなの無理！、ダメ、絶対！

理想ばかりで、現実的ではない！

※ポルノは一つのたとえです。過去にリクエ
ストされて困った資料のことを思い出して
ください。(漫画、CD、DVD…)

よくある質問 = よくある誤解
どこが間違っているのでしょうか？

「図書館の自由」って、利用者が読みたいものは
なんでも買わないとダメ、ということなんでしょ？

自由宣言=リクエスト絶対主義ではありません

そもそも、「ポルノ」とかリクエストされたらどうする
の？ そんなの無理！ ダメ 絶対！

そうした誤解が広がる理由は？

確かに自由宣言の解説(副文)には、「収集」の役割部分に「あらゆる資料要求にこたえる」と書かれている？

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっているようにも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない？

あれ？ でもそのすぐ下に、図書館は
「収集方針にもとづき資料の**選択・収集を行う**」とある。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、**自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。** その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもってい
3. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。

要求にこたえるために全部買うの？
図書館側が選んでいいの？ 買わなくてもいいの？

本来は自由宣言はこういう構造？

前文的なもの

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

高額な資料・一部の人しか利用しない資料…

買わない≠提供しない

自律的に判断、買わない自由も

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第3 図書館は利用者の秘密を守る

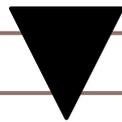
第4 図書館はすべての検閲に反対する

そのための手段

別々のもの

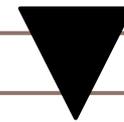
⇒買わなくてもいいけれど、
どのような要望にもこたえとあるので…

税金を使ってポルノを
わざわざ取り寄せるの？



うちの図書館、ポルノに
ついては、購入希望だけ
じゃなくて、相互貸借の
要求を断っているかも？
(絶対に断ったらダメ？)

取り寄せに税金を使う限り、
住民から
批判が来ないかなあ？



批判が来たら
どう説明すれば
いい？

「資料提供の自由」への素朴な疑問
こんな疑問をもったことはありませんか？

利用者は図書館で「ポルノ」を読む権利を
もっているの？ ポルノを読む権利まで図
書館は保障しないといけないの？？



言い換えると…

※ポルノは一つのたとえです。過去にリクエストされ
て困った資料のことを思い出してみてください。

そもそも自由宣言は「**何**」を自由に知ることを
保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の**保障対象**ってなに？

「知る自由」の定義は自由宣言の解説(副文)の前文に

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。



知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

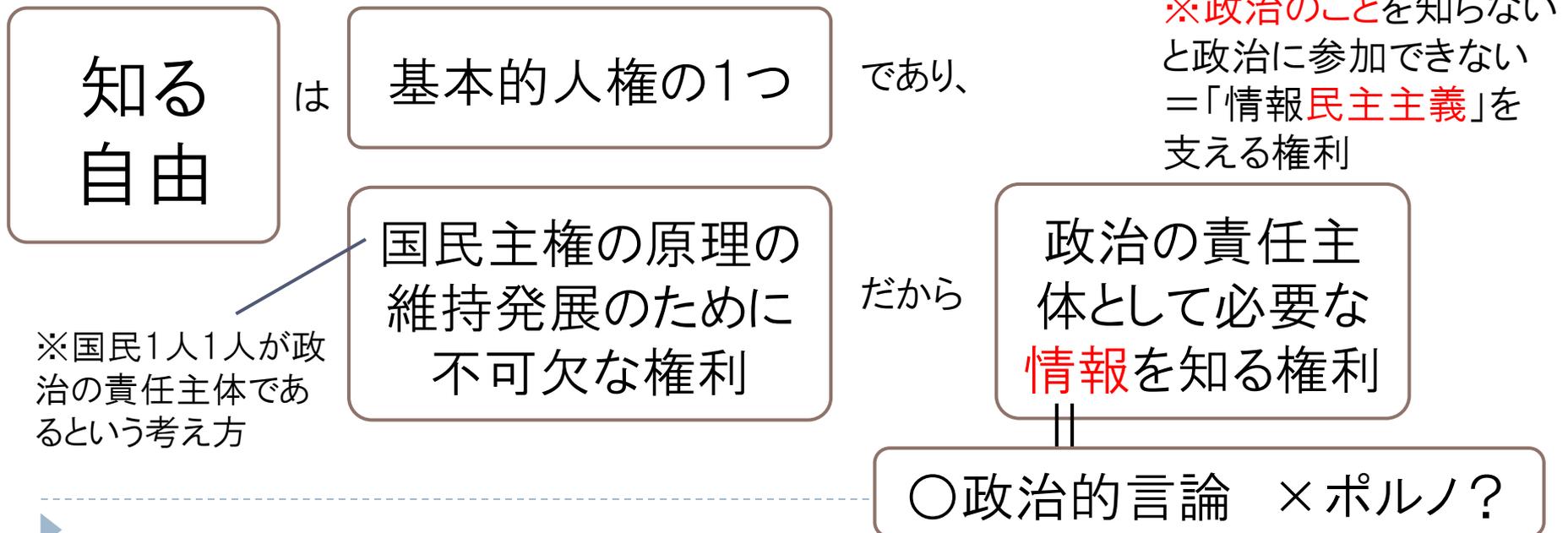
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

そもそも「知る自由」は何を知ることを想定しているの？（ポルノものも入るの？）

「自由宣言」(1979年改訂)の副文の前文より

- ▶ 図書館は、**基本的人権**のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- ▶ 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この**国民主権の原理を維持し発展させる**ためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…



民主主義との知る自由との関係は**図書館法**からも読み取れる！

第3条7号

「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」

- ▶ この条文は「参政権との関係で重要な意義を有する」。なぜなら、「主権者としての国民は、選挙をつうじて代表者を政治機構に送る権限をもって」おり、「この権限を適切に行使するためだけからいっても、国民はつねひごろ、国政にかんする情報をまんべんなく入手しうる機会を持たなければならない」からである。
- ▶ 図書館法においては「法の全体を通して、もっぱら資料という語を使用している」にも関わらず、第3条7号に限っては「「時事に関する情報」といって、〈情報〉という語を使用している」。従って、「時事に関しては、新聞や雑誌の記事・論文その他いろいろのソースから情報を集めて、図書館自身で資料をつくり印刷することもある」ということである。「今日のように大きな過渡期」にあっては特に、このような「インフォメーション・センターとしての機能は正しい世論をつくる上においても極めて必要なこと」である。

おすすめ



森耕一編著『図書館法を読む』補訂版，日本図書館協会，1995より

ただし、知る自由＝政治的言論を知る権利、と捉えると、ポルノ以外にも蔵書の多くが無関係になる？

お弁当の
作り方

職業を紹
介した本

ミステリ
小説本

病気に
関する本

.....

- ▶ 政治的な言論とは直接的には無関係？
- ▶ これらは「知る自由」と無関係？
- ▶ 自由宣言は日常的な図書館活動とも無関係？
- ▶ むしろ選択に悩むのはこういう資料？

...では
ありませ
ん！



自由宣言の副文をもう少し読み進めていくと・・・？



自由宣言副文はこちら

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断的努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。
この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。



もう一つの意味がある！

「自由宣言」は政治的な言論だけでなく、 もっと広い情報へのアクセスを想定している

「自由宣言」(1979年改訂)の前文より

- ▶ 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- ▶ 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…。(中略)
- ▶ 知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、**いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件**である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

知る自由の
保障対象

政治的言論

お弁当の本

ミステリ小説



2つ目の権利内容は・・・司書課程のテキスト、用語辞典ではきちんと説明されていない？

「いっさいの基本的人権に密接にかかわる知る自由」？

憲法ではさまざまな基本的人権が保障されている

国民がそれらの基本的人権を行使する際、
その前提として何らかの情報が必要な場合がある

情報がなければその基本的人権を行使できない

そうした情報へのアクセス権を保障することも(条文には明記
されていない)その基本的人権の範囲に含まれている

自由宣言では・・・

知る自由の範囲＝政治的言論
＋基本的人権を行使するために必要となる情報

25条 健康で文化的な最低限度の生活の保障
(生活保護の申請を例に考えると・・・)

p.24～
25
追加！



こんな本も知る自由の範囲？

具体的に考えてみましょう①

助産師に
なるには

なるにはブックス(職業を知る本)



政治的な情報ではない情報だけど・・・
基本的人権を行使する前提となる情報？

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権

生存権
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下での平等

平等権

こんな本も知る自由の範囲？

具体的に考えてみましょう②

お弁当の作り方の本

やせる！
作りおき
お弁当



政治的な情報ではない情報だけど・・・
基本的人権を行使する前提となる情報？

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権

生存権
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下での平等

平等権

こんな本も知る自由の範囲？

具体的に考えてみましょう③

東野圭吾先生
の最新刊

娯楽的な小説(ミステリー、恋愛、ユーモア小説…)



政治的な情報ではない情報だけど…
基本的人権を行使する前提となる情報？

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権

生存権(健康で文化的な最低限度の生活を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下での平等

平等権

「ポルノを知る権利はあるの？」という問題はどう考えるべき？

ポルノだからダメ、という発想は自由宣言にはない。提供に悩む場合は、その用途をふまえて、基本的人権との関わりで説明できるものは提供すべき。(=説明できなければ提供しなくてよい)

収集方針上、購入は難しいとしても
取り寄せて提供すべき



どんな権利と関わりがありそう？

ヌードのイラストを描く参考にしたい
画家を目指している

....

21条「表現の自由」
22条「職業選択の自由」

性風俗の研究をしたい

....

23条「学問の自由」

生活を楽しまたい・余暇を充実させたい

....

13条「幸福追求権」

こんな疑問も…性的な興奮を得たいという目的にもこたえないとダメ？

性的な興奮を得るという権利 … 「セクシュアルライツ」とも
⇒何を基本的人権とするかは、**国によって解釈が違う**。
アメリカでは低価値言論
ヨーロッパでは価値言論とも？
日本ではあまり議論がなされていない？

刑法では、「娯楽」
と「享楽」は区別す
るべきという解釈も

知る自由
の保障
対象外？

第二部のまとめ:

資料収集・提供の自由とは？

そもそも自由宣言は「**何**」を自由に知ることを
保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の**保障対象**ってなに？

||

政治的言論だけでなく

すべての基本的人権を行使する
上で必要となる情報も含まれる

とすると…「資料収集の自由・資料提供の自由」とは？

利用者1人1人が、基本的人権を行使する上で
必要となる情報を保障ということ

という大切な営み

第三部

そもそも「図書館の自由」って何？

最新の事例を手がかりに
よくある疑問を
解決しましょう

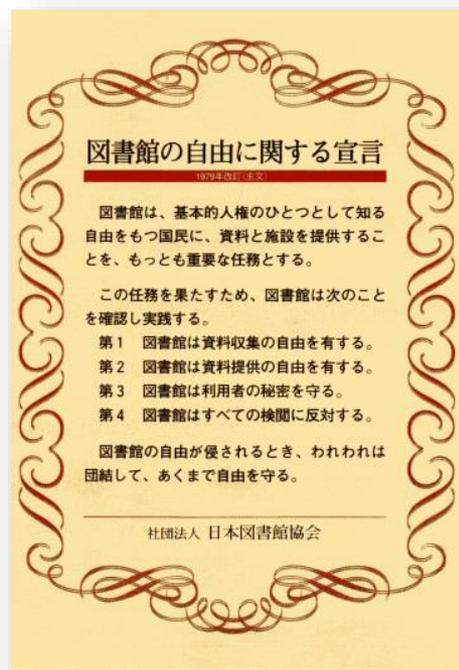


法律なの？

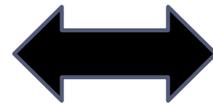
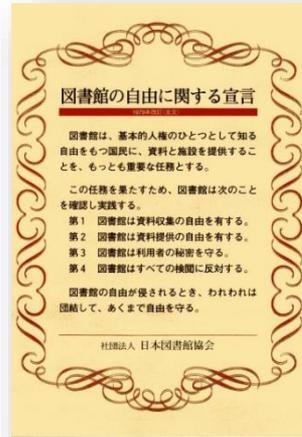
守らなくてもよいの？

それはそうと...みなさんはこんな言葉を聞いたことがありますか？

自由宣言 は 図書館界の「 」？



憲法のようなもの？
(比喩表現)



深く結びついている

憲法が図書館 (図書館員)に求めていることがまとめられている

図書館の自由に関する宣言」は
なぜ「図書館界の憲法」
と呼ばれるの？

自由宣言 =

憲法が図書館に求めること

ちよつと
違和感？



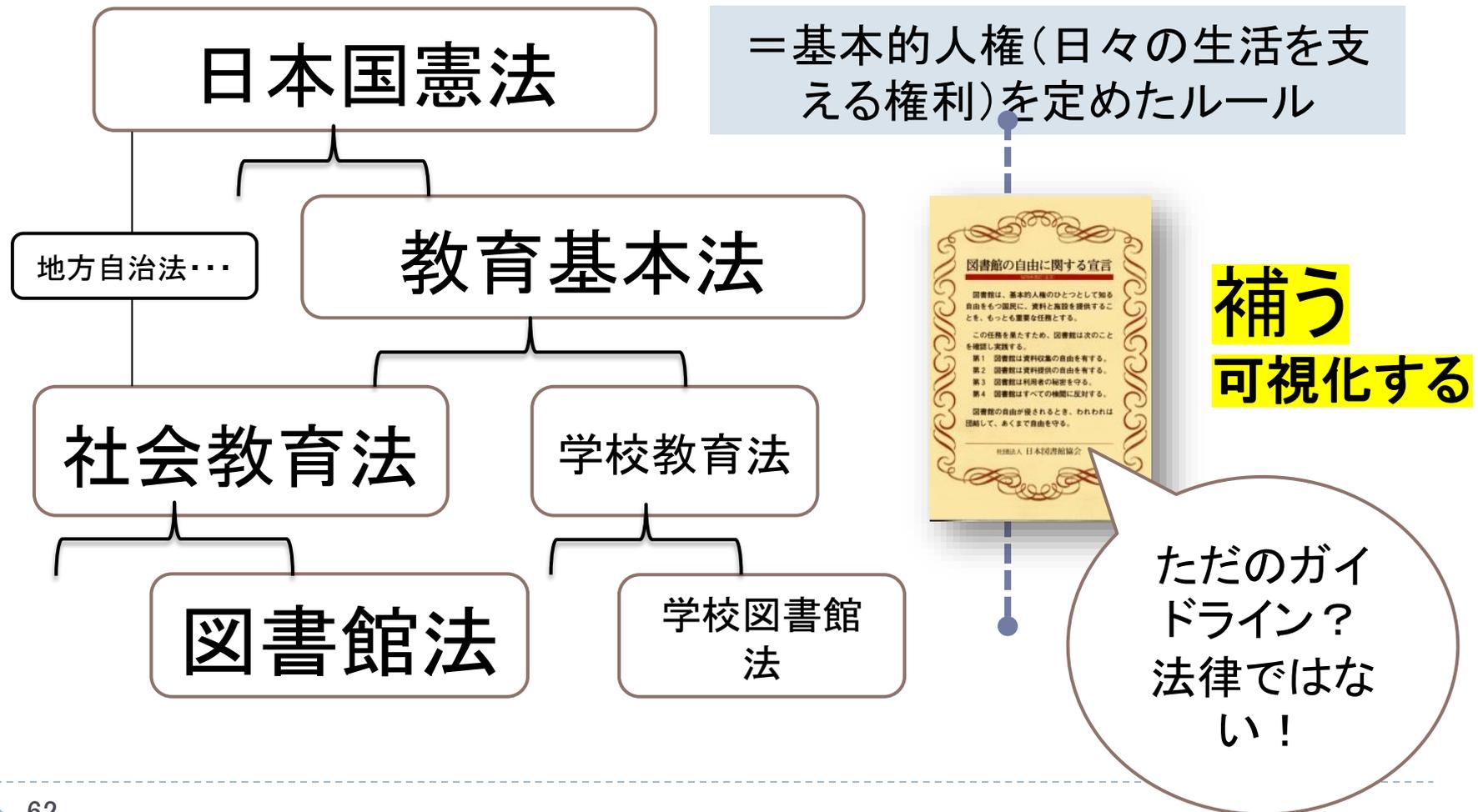
図書館に関するもっと身近な法律は…？

…なぜいきなり憲法の話が出てくるの？

図書館法だけを見ても、
図書館の存在意義、私たちの生活にどう
役立つのか、わかりにくい？

なぜ？

自由宣言と法律との関係はこんなふうに説明することもできます



公務員は基本的人権の保障主体

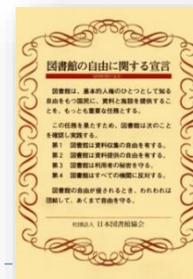
- ▶ 「日本国憲法は「こうあってほしい」という理想ではなく、「～してはならない／しなければならない」という「ルール」です。憲法は、国家権力(を行使する公務員)に向けられたルールです」(椋大樹「憲法と私」『クレスコ』2022年5月号, p6-7)
- ▶ 公務員には**憲法尊重擁護義務**(99条)がある。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

- ▶ 憲法に定められた権利保障主体は、国または地方自治体と定められている。
- ▶ 図書館法には直接書いていないとしても、公共サービス機関である図書館は、憲法に定められた**基本的人権**を保障するために存在する、という考え方も成り立つ。

どんな？

説明してくれるもの



最新のできごとは自由委員会のサイトでチェック

図書館の自由委員会

図書館の自由委員会は、図書館の自由を守り、広げる責務を果たすため、次のことを行う。

- (1)「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」の趣旨の普及並びに維持発展
- (2)図書館における知的自由を侵害し、又は侵害する恐れのある事実の情報収集、調査研究及び必要な場合の意見表明
- (3)会員、地域図書館団体又は活動部会の求めに応じた調査研究の成果の提供及び発表

研修会の開催についての相談にも応じています。事務局または委員までご連絡ください。

注意喚起！

感染防止対策として入館者の記録を収集することは、図書館利用のプライバシー保護の観点から図書館の自由委員会としては推奨していません。 (2020/5/10)

お知らせ

新着「人権擁護局からの資料回収要請についての考え方」を掲載しました (2022/7/29)

新着第108回全国図書館大会群馬大会・図書館の自由分科会の案内を掲載しました。研究協議で取り扱う図書館の自由に関する身近な疑問を募集しています。メールでお寄せ下さい。(2022/7/21)

新着『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』第3版を刊行しました (2022/6/9)

新着「図書館資料への反論文書の貼り付けについての考え方」を公表しました (2022/4/4、2022/5/1追記)



最新のできごとの情報
提供・注意喚起も

過去の事例にもとづく
Q&Aも役立つ！

ニュースレターで最新の情報を入手！

『図書館の自由』 ニュースレター電子版のご案内

「図書館の自由」ニュースレターは、図書館の自由に関する問題や知的自由・表現の自由に関する問題をとりあげて、情報交換や問題点を提起、また関連した新聞・雑誌記事を紹介しています。

[1980年の創刊号から最新号までの目次をこちらに掲載しています。](#)

配信希望の方は、下記により電子メールでお申込みください。

発行概要

編集・発行：（公社）日本図書館協会 図書館の自由委員会

刊行頻度：年4回（不定期）

購読料：無料

発行形態：PDFファイルのメール送信（本サイトにも掲載します）

申込方法

受信を希望するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。

宛先：nlijyujla★yahoo.co.jp（★を@にかえてください）

件名：「新規配信希望」としてください。

本文：個人の場合は「氏名・所属等（任意）」を、団体の場合は「団体名・担当係（者）名」をご記入ください。

※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。

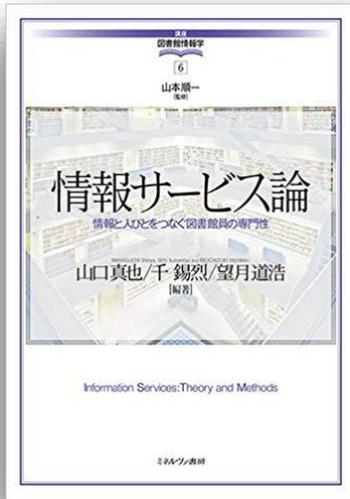
※2営業日以内に受領のご連絡をしますので、返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。

※読み上げソフト利用の都合などでword形式をご希望の方はお知らせください。



👁️ 3か月に1度発行。最新のできごとの動向・経緯、自由委員会の見解をまとめて確認できます。出来事を知るための関連資料リストも充実。

購読
無料



本日はありがとうございました

[講師プロフィール]

山口真也 (yamaguchi@oku.ac.jp)

著書：『図書館ノート—沖縄から「図書館の自由」を考える』(教育史料出版会, 2016)、『情報サービス論—情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性』(ミネルヴァ書房, 2018, 共著)、『学校司書のための学校図書館サービス論』(樹村房, 2021, 共著)、『塩見昇の学校図書館論—インタビューと論考』(日本図書館研究会, 2023, 共著)

[イラストはこちらからお借りしました]

●「かわいいフリー素材集 いらすとや」

https://www.irasutoya.com/2013/10/blog-post_3448.html